十八　中途換金の特例　前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の四第一項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第三条の規定による改正前の相続税法第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域において、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかつたときには当該個人向け国債を有する者が、平成三十年十一月十五日前であつても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

㈠　平成三十年五月十五日から平成三十年十一月十五日前までの間の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋経過利子に相当する金額）

㈡　平成三十年五月十五日前の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－経過利子に相当する金額

十九　元利金支払場所　日本銀行

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１２０２号

東京都町田市山崎町2130番地山崎団地７－11－405

債務者　菊池　由実（旧姓山岡）

1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで

5　免責審尋期日　平成30年２月１日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１２８０号

東京都東大和市仲原３丁目19番地の５レグルス102

債務者　土屋　祐子

1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで

5　免責審尋期日　平成30年２月２日午前10時30分　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１１０号

長崎県佐世保市天神４丁目2330番地１、前住所福岡県北九州市八幡東区前田２丁目14番14―603号

債務者　石倉　悠揮

1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで

5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第１１６号

長崎県佐世保市横尾町2383番地５　早田方、前住所長崎県佐世保市今福町20番５号

債務者　磯本　由佳

1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで

5　免責審尋期日　平成30年２月９日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第２４３４号

横浜市旭区中沢１丁目44番５号

債務者　越後　　孝

1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで

5　免責審尋期日　平成30年２月14日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４３９号

横浜市港南区野庭町628番地　野庭住宅９棟310号

債務者　松出　　環

1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで

5　免責審尋期日　平成30年２月14日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４７７号

神奈川県高座郡寒川町一之宮２丁目７番12号２－Ｃ

債務者　青木恵里奈（旧姓伊藤）

1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで

5　免責審尋期日　平成30年２月14日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２５０１号

横浜市瀬谷区南瀬谷１丁目24番地５　コズミックシティ南台第２Ａ棟202、住民票上の住所横浜市瀬谷区相沢４丁目10番地１　クボタハイツ102

債務者　三田地敬之

1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで

5　免責審尋期日　平成30年２月14日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６１３号

横浜市神奈川区菅田町1633番地４　グリーンハイツＡ101号

債務者　河西　昭二

1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで

5　免責審尋期日　平成30年２月14日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６２６号

横浜市西区東久保町７番９号　ホワイトドミール101号

債務者　矢島　康則

1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで

5　免責審尋期日　平成30年２月14日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２４８号

東京都八王子市打越町608番地35ソシアルＫ204号

債務者　長尾　勝美

1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで

5　免責審尋期日　平成30年２月14日午前11時30分　東京地方裁判所立川支部民事第４部